

2 大規模な災害等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合

地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが、交通が遮断されるなど回復するために1日以上の間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難となる場合に限りです。

このため、**人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含みません。**

【確認書類】

- 官公署等の証明書、被災証明書、罹災証明書等